

## 保安手帳・従事者手帳の『再交付申請』手続き

☆手帳の再交付が出来る場合☆

■ 保安手帳【手帳カバー黒（甲種または乙種）】

- ①現時点で有効の手帳であること。
  - ②兵庫県火薬類保安協会発行の手帳であること。(59)
- ※他県発行の手帳の場合は、発行された協会に申請してください。

■ 従事者手帳【手帳カバー青(発破技士)・黄(無資格)】

- ①現時点で有効の手帳であること。
  - ②兵庫県火薬類保安協会発行の手帳であること。(59)
- ※他県発行の手帳の場合は、発行された協会に申請してください。

☆申請に必要な書類☆

- ①火薬類保安手帳・従事者手帳再交付申請書(個人印、会社印を押印してください。)
- ②写真 2枚 (タテ4cm×ヨコ3.5cm)
- ③保安手帳の申請の場合は、火薬類取扱責任者免状(A4版)の写し 1部  
※紛失の場合は、先に免状の再発行を受けてください。
- ④従事者手帳で発破技士の免許の資格を取得している者の申請の場合は、免許両面の写し 1部
- ⑤手数料  
(会員)6,600円、(非会員)9,100円  
※手帳を郵送にて交付する場合は、別途返送料414円必要です。(返送料は切手同封でも可)  
(振込先) 郵便振替口座 01100-3-14203  
三井住友銀行神戸公務部普通 1122381  
みずほ銀行神戸支店 普通 1581835  
※口座名義はいずれも兵庫県火薬類保安協会です。

☆書類の提出先☆

### 兵庫県火薬類保安協会

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター3F  
TEL 078-361-8074 FAX 078-361-8075